

いわてまち

農業委員会だより

発行：編集

岩手町農業委員会

令和3年3月31日発行

電話 62-2111 FAX 62-3589



内容

- ◆家族経営協定締結者調印式・農地パトロール
- ◆農地利用最適化推進委員会・総会案件概要
- ◆農業委員・農地利用最適化推進委員の顔ぶれ
- ◆農業者年金で安心して豊かな老後を



家族経営協定締結者調印式が3月23日岩手町役場で開催され、6組の家族（新規4組・再協定2組）が協定を結びました。調印式は、佐々木光司町長、藤原哲雄八幡平農業改良普及センター所長、松本良子農業委員会会長らの立ち合いのもと行われ、これにより町内の家族経営協定の締結数は延べ96家族303人となりました。家族全員が意欲をもって農業経営に取り組めるよう、互いに経営や生活について話し合い、目標を共有し、役割を持ち、仕事と生活それぞれ充実した人生を送るために良い環境をつくっていこうと決意を新たにしました。

お問い合わせは農業委員会またはお近くの農業委員へ

7月28日 農地パトロール — 耕作放棄と違反転用を調査 —

■調査対象面積は13.6ヘクタール

岩手町農業委員会では、毎年7月「農地の日」の時期に合わせて農地パトロールを実施しています。

それぞれの委員が、事前に担当地区を調査した情報をもとに、耕作放棄地の確認や調査、違反転用の早期発見と防止をすることにより、優良農地の確保や農地の活性化と有効利用を図っています。

令和2年度は、7月28日に実施し、約13.6ヘクタール(59筆)の農地を対象に調査。その結果、8.2ヘクタール(35筆)を要活用農地と判断し、5.4ヘクタール(24筆)を非農地と判断しました。



農地の活用状況や耕作放棄地などを調査しました(町内59筆)

2月25日 第2回農地利用最適化推進委員会

■岩手県農業会議の下村功事務局長を迎え、農地利用最適化推進委員会を開催

人・農地プランの実質化・実践に向けて検討会を定期的に行っています。今後の岩手町の農業・農地を誰がどのように担っていくか、農業者の意向調査や地区の話し合いをもとに農地の利用集積・集約化をさらに進めていきます。



令和2年度農業委員会総会 議決概要

項目	件数	項目	件数
農地法第3条許可	33	農地利用集積計画(利用権設定)	190
農地法第4条許可	2	贈与税等納税猶予届出に係る証明	21
農地法第5条許可	11	農作業労賃の決定	1
農地法適用外証明	16	農業振興地域整備計画に対する意見	3
転用の例外	3		

農地の売買や転用は許可申請が必要です

- 申請受付期間は、毎月1日から10日までです。
- 10日が土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日の場合は、その前の開庁日となります。
- 10日以降の申請は、翌月分の扱いとなりますので注意してください。

※詳しくは、岩手町ホームページ農業委員会総会会議録をご覧ください。

岩手町の農業委員・農地利用最適化推進委員の顔ぶれ

任期満了に伴い、議会の同意を得て町長から任命を受けた農業委員、農業委員会から委嘱を受けた農地利用最適化推進委員の皆さんを紹介します。

任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

農地の売買、貸借、転用など農地法に基づく許認可、農地の貸し手・借り手の掘り起こしやマッチング活動、農地集積や集約化、農地パトロールや遊休農地の発生防止・解消に向けて活動しています。

農地に関する悩み事など、お気軽に農業委員、または担当地区の推進委員にご相談ください。

水堀地区担当



沼宮内地区担当



北山形・岩瀬張地区担当



南山形地区担当



一方井地区担当



川口地区担当



久保地区担当



農業者年金で安心して豊かな老後を！



あなたの老後への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

老後の備えに国民年金プラス農業者年金をお勧めします。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者だけが加入できる農業者年金は、会社員並みの年金となるよう国民年金に上乘せする公的年金です。
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。
- 3 保険料の額は自由（月額2万円～6万7千円）に決められます。ただし、政策支援を受けている期間は月額2万円の定額です。
- 4 終身年金で、仮に80歳前に亡くなられた場合は遺族へ死亡一時金が支払われます。
- 5 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果が得られます。
- 6 認定農業者で青色申告者など一定の要件を満たす担い手には、保険料の国庫補助制度があります。

農業者年金の3つのメリット

1 女性に優しい

奥様単独で入れます。女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

2 若年層に手厚い政策支援（保険料補助）

農業者年金の加入要件に加え、39歳までに加入、農業所得が900万円以下、青色申告者で認定農業者など、要件を満たせば政策支援を受けられます。

3 税制面で大きな優遇

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

■加入のご相談は、農業委員、JA新いわて、または農業委員会事務局へ

JA新いわて岩手支所 TEL 62-2161 岩手町農業委員会事務局 TEL 62-2111(内線313)

＜お知らせ＞

農業者年金受給者の方へ ⇒ 現況届が届いたら農業委員会へ必ず提出しましょう

受給者のご家族の方へ ⇒ 受給者が亡くなられたときはJA窓口へ届出をお願いします

「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。



農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヵ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。